

收集したる菓物の、翌夕、十日路を隔つる上都に達すると屢々なりき』と云へり。

此等急遞鋪は普通の驛路の外に別に道路を選ひしには非ずしてポロ（オドリクも亦同し）等の言へるか如く各驛站の間に鋪を挿置したるものにすぎざるなり、而して世祖の時にはかく燕都と上都との間、上都と京兆との間に設置せられしに止とまりしも後年に至りては諸路に之を設けたるか如く、江淮の急遞鋪の名は元史兵志に見え、杭州路、袁州路等、江西のものは元典章新集に之を認むるを得。

上述急遞鋪卒はたと歩卒を以て之に充てたるか如く、元典章、元史以下他の史籍の一も騎者の之に任せしを語るものあらず、殊にオドリクの如きは特に騎者の使節と區別して急遞鋪の名を擧げたりと雖、只た一箇解すへからざるものはマルコ・ポロの記する處なりとす、彼は普通の驛傳を述べ次いて急遞鋪を語り、更に記して曰く『尙ほ語るへきは此等の驛舍（急遞鋪驛なり）に同様に鈴を懸けたる人ありて、諸州の知事に至急に使節を派遣せんとする要ある時、或は諸王の背叛せるを報せんとするか如き場合に用ゐらるゝものあり、彼等は一晝夜各々能く二百哩乃至二百五十哩の道程を走るを得、其有様を記せんに、彼等は此等驛舍より、常に装具せる強健疾驅に堪ゆる馬をとり、其全力を擧げて馳驅せしむ、次の驛舍にては其鈴聲を聞くときは、同様に装はへるもの直たちに馬を整へて之を待ち、書信以下前者の携さふるものを受くるや否や次の驛に向つて疾走す、此の如くにして驛毎に馬と人とを更へ其速力を盡くして路程を逐ふものにして、其疾きこと驚嘆の外あらざるなり、（夜間は人の先驅して炬火を點し、道を照らさる可からざるを以て其速力晝間の如くならず）……かゝる役務に従事するものは、腹部、腰部、頭部等を堅く布片を以て縛するに非されは到底之に堪ゆる能はざるなり、彼等は各々青海牌を携さへ以て緊急至要なる役務に従事